

連載 『会社運営に役立つ法制度』

第12回 押えておきたい改正点② 「今年^の会社法改正」

本年12月4日に会社法の一部を改正する法律が成立し、同月11日に公布されました。

今回の改正点は、社外取締役設置の義務化など上場企業を対象としたものがメインではありますが、上場企業以外にも影響があるものが含まれていることをご存知でしょうか。

今月号では、今回の改正点の全体像と、一般の企業にも影響が考えられる改正点をざっくりとご紹介します。

1. いつから変わるのか？

公布日（2019年12月11日）から 1年6ヶ月以内 で政令で定める日

但し、一部の事項（株主総会参考資料の電子提供制度の創設、支店登記の廃止等）については、**公布日から 3年6ヶ月以内 で政令で定める日** から施行されます。

2. どんな点が変わるのか？

株主総会

- ・株主総会参考資料の電子提供制度の創設
- ・株主提案権の濫用防止措置の整備
- ・議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由の明文化

役員

- ・取締役報酬の開示や株式報酬のルール整備
- ・**会社補償・役員賠償責任保険のルール整備**
- ・社外取締役への業務執行の委託のルール整備
- ・上場会社等での社外取締役の設置義務付け
- ・**成年被後見人等の欠格事由の廃止等**

株式

- ・**株式交付制度の創設**

社債

- ・社債の管理制度の見直し
- ・社債の金利減免のルールの明確化

その他

- ・**会社の支店所在地の登記の廃止**

3. 一般の企業への影響は？

①取締役の会社補償・役員賠償責任保険のルールの整備、②株式交付制度の創設、③成年被後見人等の欠格事由の廃止等、④会社の支店所在地の登記廃止などは、一般の企業へも影響が想定される改正点です。

①会社補償・役員賠償責任保険は、優秀な人材の確保や、取締役による過度なリスク回避を防ぐための有用な仕組みであると考えられますが、取締役と会社の利益が相反する可能性があるため、必要な手続や会社が負担できる費用の範囲についてルールが設けられました。

②株式交付制度は、株式会社が他社を子会社とするために、自社の株式を対価として当該他社の株式を取得する制度です。株式交換と異なり、完全子会社化を行う場合以外にも利用することができます。

③成年被後見人・被保佐人は、これまで取締役・監査役の欠格事由とされていましたが、この欠格事由が廃止され、取締役・監査役への就任にあたって必要となる同意等のルールが設けられました。

（文責：司法書士・行政書士 小野絵里）

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めている必要がある場合がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

(PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com)

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋 1 丁目 1 番 1 号 八重洲ダイビル 5F

TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町 1 番 1 号 松永ビル 1F

TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町 4 番 1 号 太陽生命熊本第 2 ビル 6F

TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神 2 丁目 14 番 8 号 福岡天神センタービル 3F

TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

博多オフィス 〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街 8 番 2 7 号 第 1 6 岡部ビル 1 0 F

TEL 092-461-7750 / FAX 092-461-7751